

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社TORICO

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2022年2月16日

【四半期会計期間】 第 17 期第 1 四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 株式会社TORICO

【英訳名】 TORICO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 安藤 拓郎

【本店の所在の場所】 東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号

【電話番号】 03-6261-4346 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 中道 智宏

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号

【電話番号】 03-6261-4346 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 中道 智宏

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	7
第4【経理の状況】	8
1【四半期連結財務諸表】	9
2【その他】	22
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	23
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 17 期 第 1 四半期 連結累計期間
会計期間		自 2021年4月1日 至 2021年6月30日
売上高	(千円)	1,314,851
経常利益	(千円)	59,028
親会社株主に帰属する四半期純利益	(千円)	27,516
四半期包括利益	(千円)	27,516
純資産額	(千円)	722,749
総資産額	(千円)	1,461,965
1株当たり四半期純利益	(円)	68.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
自己資本比率	(%)	49.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2022年1月21日付けで普通株式1株につき普通株式40株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、緊急事態宣言が断続的に発令される状況が続いており、経済活動が大きく制限される中、先行きは依然として不透明な状況となっております。

一方で、当社が主として属するコミック市場の概況は、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所によると、2020年のコミック市場（紙と電子合計）は推計6,126億円と発表されており、2018年の1.9%増から、2019年は12.7%増、2020年は23%増と増加率が加速しております。その要因として、中長期的に減少傾向にあった紙コミック市場が、2018年の△6.6%、2019年の△1.1%から、2020年は13.3%と増加に転じた事がコミック市場の成長を牽引しております。

当第1四半期連結累計期間の状況についても、当社の主力事業領域であるECによるコミック流通市場においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務や外出自粛に伴って可処分時間が増加し、いわゆる「巣ごもり消費」としての娯楽需要の増加が当社のビジネスにプラスの要素として続いております。

また当四半期に限らず近年の傾向として、漫画を原作とする各種メディアコンテンツの流通、展開が増加しており、原作としての漫画の認知度が増加し、潜在需要が増える好循環が見受けられます。加えてECで手軽に漫画全巻セットを注文でき、迅速に商品が手元に届くという当社のサービスに対する顧客の認知度や需要が増しており、当社サービスの利用が急速に増加いたしました。

このような経営環境の中で、当社は主力の自社運営ECサイトである「漫画全巻ドットコム」でのコミック全巻セットの販売を基幹サービスとするEC事業においては、増加する受注に対して、倉庫機能の拡大による仕入及び配送体制の強化により、欲しい商品の在庫を切らさずに迅速に顧客に届けるサービスクオリティを高める事で、大幅成長した前年度からさらに増収傾向を維持した売り上げ水準が続いております。

また当社が得意としている漫画に関する多角的なサービス展開においても、一部リアル店舗でのイベント開催ビジネスについては、当四半期におきましても、コロナ禍で一定期間の営業自粛を余儀なくされましたが、順調にサービスを拡大しております。

上記の施策の結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は1,314,851千円（前年同期比10.3%増）となりました。利益面につきましては、営業利益54,119千円（前年同期比7.38%減）、経常利益59,028千円（前年同期比7.75%減）、四半期純利益27,516千円（前年同期比57.25%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益27,516千円となりました。

注. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は1,461,965千円（前連結会計年度末比41,590千円減）となりました。総資産の内訳は、流動資産が1,389,598千円（同28,413千円減）、固定資産が72,366千円（同12,677千円減）であります。主な変動要因は、前連結会計年度末に比べ現金及び預金が34,479千円減少したこと、繰延税金資産が12,288千円減少したこと等によるものであります。

(負債の部)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は739,215千円（前連結会計年度末比75,127千円減）となりました。主な変動要因は前連結会計年度末に比べ買掛金が22,497千円減少したこと、未払金が18,414千円減少したこと、ポイント引当金が40,612千円減少したこと、その他流動負債が20,664千円増加したこと等によるものであります。

（純資産の部）

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は722,749千円（前連結会計年度末比33,537千円増）となりました。主な変動要因は、四半期純利益等の計上に伴い利益剰余金が33,537千円増加したことによるものであります。この結果、自己資本比率は、49.4%となりました。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	81,215
A種優先株式	6,600
B種優先株式	7,100
C種優先株式	5,085
計	100,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月8日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	10,110	28,960	非上場	(注) 1, 2
A種優先株式	5,400	—	同上	(注)2
B種優先株式	2,765	—	同上	(注)2
C種優先株式	5,085	—	同上	(注)2
計	23,360	28,960	—	—

- (注) 1. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 単元株数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月30日	—	普通株式 10,110 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	—	50,000	—	380,692

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) —	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,110 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	23,360	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	23,360	—	—
総株主の議決権	23,360	23,360	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員状況】

前事業年度の定時株主総会終了後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
	監査役	佐藤孝幸	1969年10月10日	(職歴) 1992年4月 スイス・ユニオン銀行 (Union Bank of Switzerland) 東京支店 (現UBS) 入社 1993年9月 ソシエテ・ジェネラル銀行 (Societe Generale) 東京支店入社 1996年4月 デロイト・トゥシュ会計事務所 (Delloite & Touche LLP) サンフランシスコ事務所 入所 1999年4月 最高裁判所 司法研修所 入所 2000年12月 貞友義典法律事務所 所属 2002年4月 佐藤経営法律事務所 開設 (現任) 2004年7月 エース損害保険株式会社 (現 Chubb損害保険株式会社) 監査役就任 (非常勤) 2006年10月 ステート・ストリート信託銀行株式会社 監査役就任 (非常勤) 2007年5月 株式会社シーズメン 監査役就任 (非常勤) 2007年6月 株式会社ミクシィ 監査役就任 (非常勤) 2018年6月 株式会社メイコー 監査役就任 (現任) (非常勤) 2019年6月 A I inside株式会社 監査役就任 (現任) (非常勤) 2019年9月 全研本社株式会社 監査役就任 (現任) (非常勤) 2020年2月 株式会社フィル・カンパニー社 外取締役就任 (現任) 2021年4月 株式会社TORICO社外監査役就任 (現任) (非常勤) 2021年6月 ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 社外監査役就任 (現任)	4	—	2021年4月7日

(注) 1. 監査役 佐藤孝幸は、社外監査役であります。

2. 監査役任期は、就任の時から2025年3月期に係る定時株主総会終了の時までであります。

(2) 退任役員

退任の役員はございません。

(3) 役職の変動

役職の変動はございません。

(4) 変動後の役員男女別人数及び女性の比率

男性 8 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率11.1%)

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期連結会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、アーク有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	549,011	514,532
売掛金	328,532	324,644
商品	485,869	498,009
その他	57,284	55,125
貸倒引当金	△2,684	△2,712
流動資産合計	1,418,012	1,389,598
固定資産		
有形固定資産		
建物	29,369	30,644
その他	15,383	13,851
有形固定資産合計	44,752	44,496
無形固定資産	9,615	8,820
無形固定資産合計	9,615	8,820
投資その他の資産		
繰延税金資産	17,224	4,935
差入保証金	10,482	10,410
その他	2,959	3,702
投資その他の資産合計	30,665	19,049
固定資産合計	85,034	72,366
繰延資産		
創立費	509	—
繰延資産合計	509	—
資産合計	1,503,556	1,461,965

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	378,162	355,665
短期借入金	10,000	-
1年内返済予定の長期借入金	17,076	17,076
未払金	136,984	118,570
ポイント引当金	40,612	-
未払法人税等	7,892	19,222
その他	89,774	99,108
流動負債合計	680,501	609,642
固定負債		
長期借入金	133,842	129,573
固定負債合計	133,842	129,573
負債合計	814,343	739,215
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	380,692	380,692
利益剰余金	258,513	292,050
株主資本合計	689,205	722,743
新株予約権	6	6
純資産合計	689,212	722,749
負債純資産合計	1,503,556	1,461,965

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年 4月1日 至 2021年 6月30日)
売上高	1,314,851
売上原価	865,731
売上総利益	449,120
販売費及び一般管理費	395,000
営業利益	54,119
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	1
コイン失効益	1,294
クーポン失効益	4,359
その他	277
営業外収益合計	5,932
営業外費用	
支払利息	413
繰延資産償却	509
その他	100
営業外費用合計	1,023
経常利益	59,028
税金等調整前四半期純利益	59,028
法人税、住民税及び事業税	19,222
法人税等調整額	12,288
法人税等合計	31,511
四半期純利益	27,516
親会社株主に帰属する四半期純利益	27,516

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年 4月1日 至 2021年 6月30日)
四半期純利益	27,516
四半期包括利益	27,516
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	27,516

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、無償ポイントに係る収益に関して、従来は商品の購入金額に応じてポイントを付与し、将来利用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を契約負債に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当第1四半期連結累計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について当第1四半期連結会計期間より「契約負債」として「その他 流動負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19条及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 6月 30日)
減価償却費	2,761千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マンガ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

	(単位：千円)
	売上高
紙コミック	1,160,064
電子コミック	44,025
電子アプリ	62,766
イベント	34,963
その他	13,032
合計	1,314,851

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	68円04銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	27,516
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	27,516
普通株式の期中平均株式数(株)	404,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2022年1月21日付けで普通株式1株につき普通株式40株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の発行)

第1四半期連結累計期間後、当社は2021年10月7日開催の臨時株主総会に基づき、第8回新株予約権を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式
2. 発行する新株予約権の総数：9,920個
3. 新株予約権発行価格：520円
4. 行使価額：25,000円
5. 行使期間：2021年10月7日から2031年10月6日までとする。
6. 新株予約権割当日：2021年10月7日

(新株予約権の行使)

第1四半期連結累計期間後、当社が2021年10月7日に発行した第8回新株予約権の権利行使が代表取締役の安藤拓郎により行われております。

新株予約権が行使され、2021年12月9日までに発行した株式の概要は以下のとおりであります。

1. 行使された新株予約権の個数 5,600個
2. 発行された株式の種類及び株式数 普通株式5,600株
3. 資本金増加額 71,456千円
4. 資本準備金増加額 71,456千円

第1四半期連結累計期間末の発行済株式総数に上記の権利行使による株式発行数を加えた2021年12月9日現在の発行済株式総数は28,960株、資本金は121,456千円、資本準備金は452,148千円となっております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年12月13日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式、C種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年12月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。

(1) 取得株式数

A種優先株式	5,400株
B種優先株式	2,765株
C種優先株式	5,085株

(2) 交換により交付した普通株式数 13,250株

(3) 交付後の発行済普通株式数 28,960株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年12月13日の取締役会の決議に基づき、2022年1月21日を効力発生日として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

1 単元の投資金額が増加傾向にあるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、また、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年1月20日(木)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する当社普通株式1株につき、40株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	28,960株
② 今回の分割により増加する株式数	1,129,440株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,158,400株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	3,600,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	2021年12月20日(火)
② 基準日	2022年1月20日(木)
③ 効力発生日	2022年1月21日(金)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報は、当該株式分割が第1四半期連結累計期間の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を次のとおり変更いたしました。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>93,440株とし、そのうち普通株式を74,655株、A種優先株式を6,600株、B種優先株式を7,100株、C種優先株式を5,085株とする。但し、普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式、B種優先株式若しくはC種優先株式につき消却若しくは普通株式への取得請求があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,600,000株とする。</u>
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u>
(新設)	(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第9条 (条文省略)	第10条～第11条 (現行どおり)
第2章の2 <u>A種優先株式</u>	(削除)
第10条～第17条 (別紙のとおり)	(削除)
第2章の3 <u>B種優先株式</u>	(削除)
現行定款	変更案

<p>第18条～第25条 (別紙のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章の4 C種優先株式</p> <p>第26条～第33条 (別紙のとおり)</p> <p>第34条～第40条 (条文省略)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第41条 普通株主は、普通株主を構成員とする種類株主総会(以下「普通種類株主総会」という。)において、取締役8名を選任することができる。<u>当該選任決議は、普通種類株主総会において議決権を行使することができる普通株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>A種優先株主は、A種種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。当該選任決議は、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>B種優先株主は、B種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</u></p> <p>4. <u>C種優先株主は、C種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</u></p> <p>5. <u>前4項の定めにかかわらず、法令又は本定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。</u></p> <p>6. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第42条～第65条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第19条～第42条 (現行どおり)</p>
--	---

(3) 定款変更の効力発生日

2022年1月21日(木)

4. その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022 年 2 月 8 日

株式会社 TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

米倉 礼二

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

徳永 剛

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社TORICOの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TORICO及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上